

第669回通関協議会（本関地区）

1、日 時 平成25年 12月 10日（火）12時より

2、場 所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

3、議題等（敬称略）

（1）年末特別警戒の実施に係る協力依頼について

業務部 林 次長

（2）年末年始における税関業務の取扱いについて

業務部 元起 管理課長

（3）延滞税等の割合の改正について

業務部 鈴木 収納課長

（4）電磁的記録により提出が可能な減免税戻し税手続きの追加について

業務部 斎藤 統括審査官（通関総括第3部門）

（5）出港前報告制度について

監視部 菅 上席監視官（総括許可部門）

4、その他・連絡事項等

・通関関係書類の電磁的記録（PDF）による提出状況等について

業務部 内山統括審査官（通関総括第1部門）

開催予定日 平成26年 1月 15日（水） 12:00～

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問や議題提起がありましたら、事務局あてにご連絡ください

公益財団法人日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757 FAX 045-680-1758

E-mail: bra_yokohama@kanzei.or.jp

平成 25 年 12 月 10 日
本関地区 通関協議会
横浜税関 業務部



横浜税関では、平成 25 年 12 月 10 日(火)から 12 月 20 日(金)までを『**年末特別警戒期間**』として設定し、覚醒剤等の不正薬物及びけん銃等に対する水際取締りを一層強化します。

皆様からの情報が密輸出入の水際防止につながります。
税関・密輸ダイヤルへの情報提供をお待ちしております。



税関イメージキャラクター
「カスタム犬」

密輸ダイヤル(24h)

シ ロ イ ク ロ イ

0120-461-961

E-mail : yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp



QRコード



けん銃、麻薬等の密輸防止にご協力を!

密輸ダイヤル 0120-461-961

フリーダイヤル

シロイ クロイ

▼こんな時は税関まで▼

同一貨物のなかに異なるマークや印を付している貨物がある場合や、同一の品名、包装形態であるにもかかわらず明らかに重量の異なる貨物を発見したとき。



営業内容からみて、あまり関係なさそうな貨物を輸入し、商品についての説明があいまいな輸入業者がいたとき。



インボイス等へ記載されているものと違う物品を発見したとき。



通関を異常に急いだり、ひんぱんに問い合わせをする輸入者がいるとき。



けん銃、麻薬等を水際で阻止するために

- 日本で摘発されるけん銃や薬物のほとんどは海外からの密輸品です。
- 国内で摘発された薬物の8割が税関によるものです。
- 更なる水際での取締強化には、皆様の協力が必要です。身の回りで「何かおかしな光景」を目にした時には、税関・密輸ダイヤル (0120-461-961) にご連絡下さい。



▲大型X線検査装置

Case1



モーターボート (パラスタック) の中にけん銃、ライフル、ショットガン、実弾が隠されていたものです。

◀モーターボートに隠されていたけん銃等

Case2



コンテナ貨物の中の製材をくり貫き、覚せい剤、大麻、MDMAが隠されていたものです。

輸入者の変わった行動や、書類でおかしなところがあれば要注意!

◀貨物に隠されていた覚せい剤など

Case3



自動車のバンパーや床下に隠して密輸しようとした大麻です。

外国貨物を巧妙に工作して密輸しようとする事件が後を絶ちません。

◀自動車に隠されていた大量の大麻



～安全・安心な社会を目指して～

不正薬物・けん銃等の密輸阻止にご協力を

シロイ クロイ
連絡先:密輸ダイヤル(0120-461-961)
税関ホームページ: <http://www.customs.go.jp/>

ロードローラーに隠匿されていた覚醒剤

オランダ王国から到着した海上コンテナ貨物から、覚醒剤約109kgを摘発しました。覚醒剤は、ロードローラーのローラー内部に隠匿されていました。



覚醒剤が隠匿されていたロードローラー



隠匿されていた覚醒剤

(平成24年12月、門司税関博多税関支署 摘発)

鉄鉱石様のものの内部に隠匿されていた覚醒剤

メキシコ合衆国から到着した海上コンテナ貨物から、覚醒剤約194kgを摘発しました。覚醒剤は、鉄鉱石様のものの内部に隠匿されていました。



覚醒剤が隠匿されていた鉄鉱石様のもの



隠匿されていた覚醒剤

(平成25年5月、神戸税関本関 摘発)

密輸情報の提供にご協力ください

シロイ クロイ
密輸ダイヤル(24時間受付) 0120-461-961



フリーダイヤル
しろい・くろい
って覚えてね!

不審な貨物を見つけたら税関にお知らせください。

平成25年11月26日

関係各位

横浜税関

年末年始における税関業務のお知らせ

年末年始期間中（平成25年12月28日（土）から平成26年1月5日（日））の税関業務については、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、お知らせします。

1. 監視取締関係業務																															
(1) 本 関	通常どおり窓口業務を行います。																														
(2) 千葉税関支署	通常どおり窓口業務を行います。																														
(3) 仙台空港税関支署	通常どおり窓口業務を行います。																														
(4) 川崎税関支署	12月28日（土）から12月31日（火）及び1月4日（土）から1月5日（日）は9時から17時まで窓口業務を行います。 上記時間帯以外における業務処理については、監視部取締部門（045-212-6070）にご連絡願います。																														
(5) その他の官署	全日閉庁します。 期間中における業務については、「年末年始期間中における連絡先」（別紙）にご連絡願います。 なお、事前に予定が判明している場合は、12月27日（金）17時までに最寄りの税関官署にご連絡願います。																														
2. 通関関係業務及び保稅関係業務																															
(1) 以下の管轄内に蔵置されている貨物	下記のとおり監視部取締部門（以下「取締部門」という。）と業務部特別通関部門（以下「特通部門」という。）が連携して対応致します。																														
		<table border="1"><thead><tr><th></th><th>通関関係業務</th><th>保稅関係業務</th></tr></thead><tbody><tr><td>○本関地区 本関 鶴見出張所 大黒埠頭出張所 山下埠頭出張所 本牧埠頭出張所</td><td>12月28日（土）</td><td>特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時）</td></tr><tr><td></td><td>12月29日（日）</td><td>業務要請がある場合は、特通部門で業務処理を行います。 （12月28日（土）17時までは特通部門、それ以降は取締部門までご連絡願います。）</td></tr><tr><td></td><td>12月30日（月）</td><td>特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時）</td></tr><tr><td></td><td>12月31日（火）</td><td>特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時）</td></tr><tr><td>○川崎地区 川崎税関支署 東扇島出張所</td><td>1月1日（水）</td><td>閉庁（緊急の業務要請がある場合は、取締部門にご連絡願います。）</td></tr><tr><td></td><td>1月2日（木）</td><td></td></tr><tr><td></td><td>1月3日（金）</td><td>特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時）</td></tr><tr><td></td><td>1月4日（土）</td><td></td></tr><tr><td></td><td>1月5日（日）</td><td>業務要請がある場合は、特通部門で業務処理を行います。 （1月4日（土）17時までは特通部門、それ以降は取締部門までご連絡願います。）</td></tr></tbody></table>		通関関係業務	保稅関係業務	○本関地区 本関 鶴見出張所 大黒埠頭出張所 山下埠頭出張所 本牧埠頭出張所	12月28日（土）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時）		12月29日（日）	業務要請がある場合は、特通部門で業務処理を行います。 （12月28日（土）17時までは特通部門、それ以降は取締部門までご連絡願います。）		12月30日（月）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時）		12月31日（火）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時）	○川崎地区 川崎税関支署 東扇島出張所	1月1日（水）	閉庁（緊急の業務要請がある場合は、取締部門にご連絡願います。）		1月2日（木）			1月3日（金）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時）		1月4日（土）			1月5日（日）
	通関関係業務	保稅関係業務																													
○本関地区 本関 鶴見出張所 大黒埠頭出張所 山下埠頭出張所 本牧埠頭出張所	12月28日（土）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時）																													
	12月29日（日）	業務要請がある場合は、特通部門で業務処理を行います。 （12月28日（土）17時までは特通部門、それ以降は取締部門までご連絡願います。）																													
	12月30日（月）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時）																													
	12月31日（火）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時）																													
○川崎地区 川崎税関支署 東扇島出張所	1月1日（水）	閉庁（緊急の業務要請がある場合は、取締部門にご連絡願います。）																													
	1月2日（木）																														
	1月3日（金）	特通部門において業務処理を行います。（8時30分から17時）																													
	1月4日（土）																														
	1月5日（日）	業務要請がある場合は、特通部門で業務処理を行います。 （1月4日（土）17時までは特通部門、それ以降は取締部門までご連絡願います。）																													

	取扱業務	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出入申告（積戻し申告、蔵・移・総保入承認申請を含む） ・輸出許可後の許可内容変更 ・開庁時間外の執務を求める届出 ・輸入申告に係る収納事務（担保業務を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保税運送承認 ・保税運送到着確認 ・事故確認 ・積卸コンテナリスト通関 ・見本一時持出許可 ・貨物取扱許可・届 ・指定地外貨物積卸許可 ・開庁時間外の執務を求める届出
<p>※ 監視部取締部門（取締部門）（045-212-6070）</p> <p>※ 業務部特別通関部門（特通部門）（045-212-6115、6163）</p> <p>(1) 申告（申請等）方法等は、現行の執務時間外における体制と同様ですが、詳細又は不明な点等については、12月27日（金）17時までに、通関関係は業務部通関総括第1部門（045-212-6150）、保税関係は監視部保税取締部門保税窓口（045-212-6126）までお問い合わせ願います。</p> <p>(2) 既に本関以外の官署に予備申告されている貨物等、業務部特別通関部門においてお取り扱いできない場合がありますので、事前に予定が判明している場合は、12月27日（金）17時までに最寄りの税関官署にご連絡願います。</p>			
(2) その他の官署	<p>全日閉庁します。</p> <p>期間中における通関関係業務及び保税関係業務については、「年末年始期間中における連絡先」（別紙）にご連絡願います。</p> <p>なお、事前に予定が判明している場合には、12月27日（金）17時までに最寄りの税関官署にご連絡願います。</p>		
3. 国際郵便物業務			
<p>川崎東郵便局内に蔵置されている郵便物</p> <p>○川崎外郵出張所</p>	<p>川崎外郵出張所特別通関部門で対応致します。（国際郵便物のうち、輸出入申告に係る通関事務に限ります。）</p> <p>なお、年末年始期間中に申告を予定されている方は、事前に下記問い合わせ先までご連絡願います。（問い合わせ先）</p> <p>※ 川崎外郵出張所特別通関部門（044-270-5774）</p> <p>※ 日本郵便(株)川崎東郵便局（044-589-6712）</p>		
4.その他			
<p>あらかじめお知らせいただいた業務が事前に終了した場合、又は業務内容に変更が生じた場合には、その旨を連絡先の税関官署へご連絡願います。</p>			

年末年始期間中(12/28(土)～ 1/5(日))における連絡先

本関地区 (本関 鶴見出張所 大黒埠頭出張所 山下埠頭出張所 本牧埠頭出張所)	(監視関係業務) 監視部取締部門 045-212-6070 (通関及び保税関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/28～1/4(1/1を除く) 08:30～17:00 ※ 上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡願います。
仙台塩釜税関支署	090-2224-8515 (監視関係業務)
	090-5520-3014 (保税関係業務)
	090-3224-1904 (通関関係業務)
石巻出張所	090-7235-9951 (監視及び保税関係業務)
	090-3224-1905 (通関関係業務)
気仙沼出張所	090-3224-1906
仙台空港税関支署	022-383-2390
小名浜税関支署	090-8035-4077 (監視及び保税関係業務)
	090-3224-1903 (通関関係業務)
相馬出張所	090-1691-1736
福島空港出張所	090-7422-9187
鹿島税関支署	090-3220-7859 (監視及び保税関係業務)
	090-1041-8485 (通関関係業務)
日立出張所	090-1691-1693
つくば出張所	090-4620-0115
千葉税関支署 船橋市川出張所 木更津出張所 姉崎出張所 銚子監視署	千葉税関支署 043-241-7021 090-3224-1400
川崎地区 (川崎税関支署) (東扇島出張所)	(監視関係業務) 044-266-5641 12/28～1/5(1/1～1/3を除く)09:00～17:00 ※上記以外の時間帯については、監視部取締部門(045-212-6070)へ ご連絡願います。 (通関及び保税関係業務) 業務部 特別通関部門 045-212-6115、6163 12/28～1/4(1/1を除く) 08:30～17:00 ※ 上記以外の時間帯については、監視部取締部門へご連絡願います。
横須賀税関支署	090-4620-0104 (通関関係業務)
	090-8035-4041 (監視及び保税関係業務)
三崎監視署	090-4620-0106
宇都宮出張所	090-4825-2798
川崎外郵出張所	(国際郵便物の輸出入申告に係る業務) 090-2424-9312(特別通関部門)

延滞税等の割合の改正について(平成26年1月1日施行)

		本 則	現行の特例 (特例基準割合※1 適用)	改正後の特例 (特例基準割合※2+加算割合を適用) (14.6%については、特例の創設)		《 参 考 》 財務大臣が告示した 割合が1%の場合
延滞税	納期限の翌日から2か月を経過する日まで	7.3%	4.3%	【特例基準割合】 財務大臣が告示した割合 + 1%	【加算割合】 + 1%	3%
	納期限の翌日から2か月を経過する日後	14.6%	—	【特例基準割合】 財務大臣が告示した割合 + 1%	【加算割合】 + 7.3%	9.3%
還付加算金		7.3%	4.3%	【特例基準割合】 財務大臣が告示した割合 + 1%		2%



※1 「(旧) 特例基準割合」：各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいう。

※2 「(新) 特例基準割合」：各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行った貸付け(貸付期間が1年未満のものに限る。)に係る利率の平均をいう。)の合計を12で除した割合(当該割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。

<根拠法令>

①関税法

第12条第1項(延滞税の割合)、第13条第2項(還付加算金の割合)、附則(昭29.4法61)第3項(延滞税の割合の特例)、第4項(還付加算金の割合の特例)

②国税通則法

第60条第2項(延滞税の割合)、第58条第1項(還付加算金の割合)

③租税特別措置法

第93条第2項(特例基準割合の定義)、第94条第1項(延滞税の割合の特例)、第95条(還付加算金の割合の特例)

④地方消費税法

第72条の100第2項(貨物割に係る延滞税の賦課徴収)、第72条の104第2項(貨物割に係る還付金の還付)、第72条の106第1項(貨物割に係る延滞税の計算)、同条第2項(貨物割に係る還付加算金の計算)

各 位

電磁的記録により提出が可能な減免税戻し税手続きの追加について

平成 25 年 12 月 4 日から、電磁的記録により提出が可能な減免税戻し税手続きが下記のとおり追加・変更となりましたのでお知らせいたします。

記

1. 追加となる条項

- ・ 関税定率法第 14 条第 5 号

ただし、厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長が発行する委託書又は委託を証する書類については、輸入許可の日から 3 日以内に原本の書面による提出が必要となります。

- ・ 関税定率法第 14 条第 10 号*
- ・ 関税定率法第 14 条第 11 号*
- ・ 関税定率法第 14 条第 14 号*

* 関税定率法施行令第 16 条第 2 項に該当する場合は対象外となります。

2. 変更となった条項

- ・ 関税定率法第 14 条第 9 号

変更点：外務省大臣官房在外公館課長の発給した在外公館からの送還品である旨の証明書については、輸入許可の日から 3 日以内に原本の書面による提出が必要となります。

3. 留意事項

- ① 関税定率法第 14 条第 10 号、11 号、14 号適用貨物のうち、同一性確認のための写真等の資料については、参考資料であるため MSB 業務で提出することも可能です。
- ② 関税定率法第 14 条第 11 号適用の貨物のうち輸出申告の際にサンプルを税関に提示した場合は、輸入申告時の MSX 業務の記事欄に「サンプルあり」の旨を記載してください。この場合、税関から提示の指示があった場合はサンプルを提示していただくこととなりますが、あらかじめ審査時に窓口サンプルを提示していただいても結構です。
- ③ 関税定率法第 14 条第 11 号適用貨物の輸出時に同一性確認の措置として、「再輸入予定の貨物であること」、書面以外に現物のサンプルがある場合は「サンプルがある」旨を輸出申告書の記事欄等に記載している場合は、上記②の MSX 業務の記事欄に「サンプルあり」の旨の記載は省略して差し支えありません。
他の再輸入免税貨物において現物のサンプルがある場合も同様の取扱いとなります。
- ④ 上記条項適用貨物が輸出貨物の一部であり、数量引落とし（裏落とし）を行う場合は、輸出許可書又は管理台帳等に引落とし数量を記載のうえ MSX 業務で提出してください。この場合の税関での押印は原則省略します。

問合せ先

業務部通関総括第 1 部門（手続関係） TEL045-212-6150
業務部通関総括第 3 部門（法令解釈関係） TEL045-212-6153

(別紙) 電磁的記録により提出が可能な減免戻し税関係手続一覧

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の改正(平成 25 年 10 月 13 日施行)に伴い、減免戻し税関係手続のうち、以下の条項に該当する手続に係る書類については、PDF 等の電磁的記録により提出することが可能となります。

関税等の減免戻しに係る根拠法令		備 考
関税定率法第 10 条第 1 項 (変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等)		
関税定率法第 11 条 (加工又は修繕のため輸出された貨物の減税)		輸入手続のみ対象
関税定率法第 12 条 (生活関連物資の減税又は免税)		
関税定率法第 13 条 (製造用原料品の減税又は免税)		
関税定率法第 14 条 (無条件免税)	第 1 号	天皇及び内廷にある皇族の用に供される物品
	第 2 号	本邦に来遊する外国の元首若しくはその家族又はこれらの者の随員に属する物品
	第 3 号	外国若しくはその行政区画である公共団体、国際機関又は財務大臣が指定する団体若しくは基金等から本邦に居住する者に贈与される勲章、賞牌その他これらに準ずる表彰品及び記章
	第 3 号の 2	国際連合又はその専門機関から寄贈された教育用又は宣伝用の物品及びこれらの機関によって製作された教育的、科学的又は文化的なフィルム、スライド、録音物その他これらに類する物品

(別紙) 電磁的記録により提出が可能な減免戻し税関係手続一覧

関税等の減免戻しに係る根拠法令		備 考	
関税定率法第 14 条 (無条件免税)	第 3 号の 3	博覧会等への参加国が発行した当該博覧会等のための公式のカタログ、パンフレット、ポスターその他これらに類するもの	
	第 4 号	記録文書その他の書類	
	第 5 号 【平成 25 年 12 月 4 日追加】	国の専売品（あへん）で政府またはその委託を受けた者が輸入するもの	※ ただし、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長が発行する委託書又は委託を証する書類については、輸入許可の日から 3 日以内に原本の書面による提出が必要となります。
	第 6 号	注文の取集めのための見本	
	第 6 号の 2	本邦から輸出される貨物の品質が仕向国にある機関の定める条件に適合することを表示するために、当該貨物の製造者が当該貨物に張り付けるラベル	
	第 9 号	本邦の在外公館から送還された公用品	※ ただし、外務大臣官房在外公館課長の発給した在外公館からの送還品である旨の証明書については、輸入許可の日から 3 日以内に原本の書面による提出が必要となります。
	第 10 号 【平成 25 年 12 月 4 日追加】	本邦から輸出された貨物でその輸出の許可の際の性質及び形状が変わっていないもの	※ ただし、定率令第 16 条第 2 項に該当する場合、電磁的記録による提出はできません。
	第 11 号 【平成 25 年 12 月 4 日追加】	本邦から輸出された貨物の容器（かん、シリンダー等）で輸出入の際に使用されているもの	※ ただし、定率令第 16 条第 2 項に該当する場合、電磁的記録による提出はできません。
	第 13 号	遭難した本邦の船舶又は航空機の解体材及びぎ装品	

(別紙) 電磁的記録により提出が可能な減免戻し税関係手続一覧

関税等の減免戻しに係る根拠法令			備 考
関税定率法第 14 条 (無条件免税)	第 14 号 【平成 25 年 12 月 4 日追加】	本邦から出港した船舶又は航空機によって輸出された貨物で事故により積み戻されたもの	※ ただし、定率令第 16 条第 2 項に該当する場合、電磁的記録による提出はできません。
	第 16 号	身体障害者用に特に製作された器具その他これに類する物品	
	第 17 号	ニュース映画用のフィルム及びニュース用のテープ	
	第 18 号	課税価格の合計額が一万円以下の物品	※ ただし、定率令第 16 条の 4 の規定(米の免税の手続き)に基づく減免戻し税関係手続(「米穀の輸入に関する届出書(個人用として輸入する場合)」の写し)については、電磁的記録による提出はできません。
関税定率法第 14 条の 3 (外国で採捕された水産物等の減税又は免税)			
関税定率法第 15 条 第 1 項 (特定用途免税)	第 1 号	国若しくは地方公共団体が経営する学校、博物館、物品陳列所、研究所、試験所等において使用する学術研究用品若しくは教育用のフィルム、スライド等	
	第 5 号の 2	博覧会等において使用するため博覧会等への参加者が輸入する物品	
	第 8 号	航空機の発着又は航行を安全にするため使用する機械及び器具並びにこれらの部分品	
	第 10 号	条約の規定により輸入の後特定の用途に供されることを条件として関税を免除することとされている貨物	
関税暫定措置法第 4 条 (航空機部分品等の免税)			

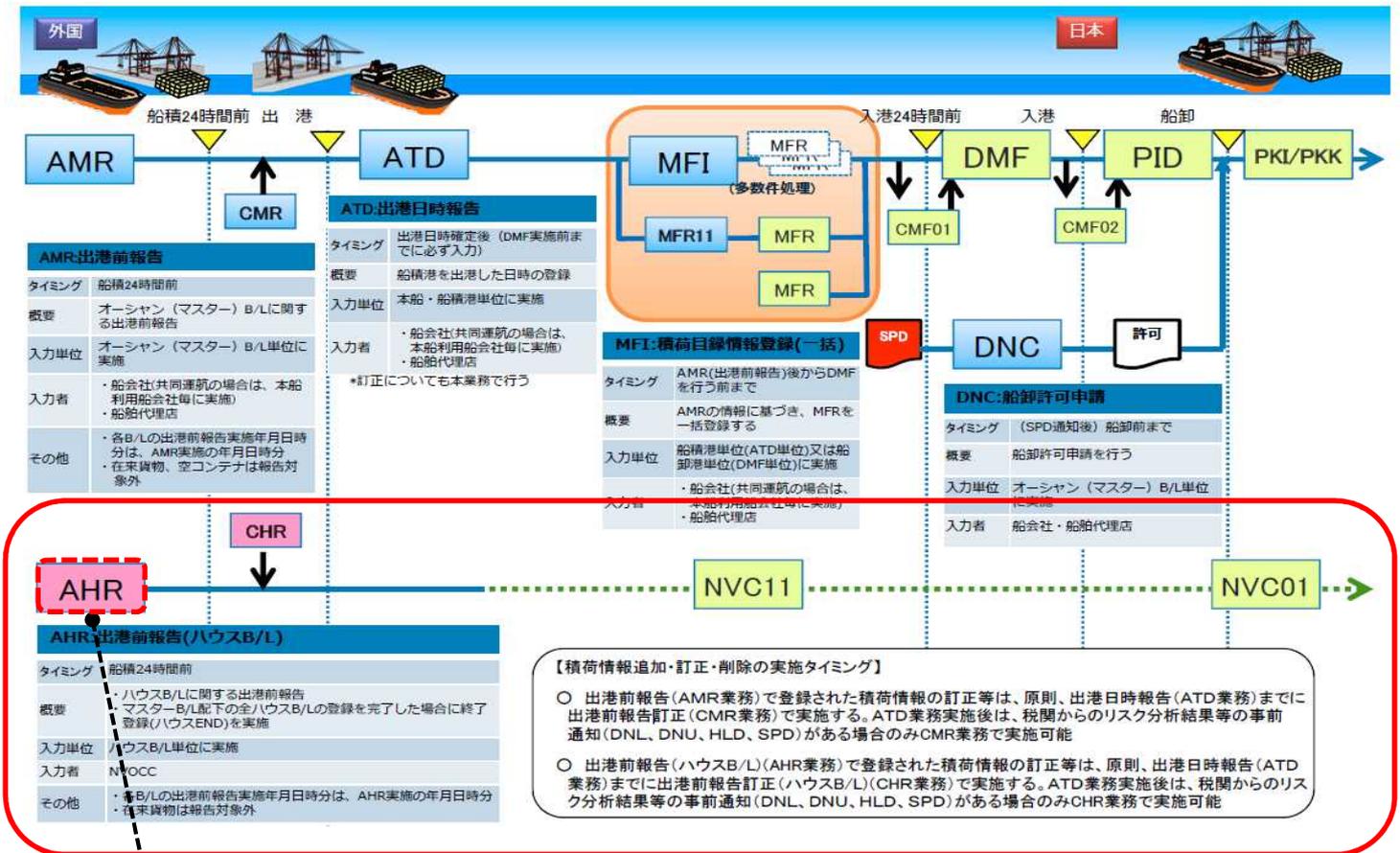
出港前報告制度について

平成 25 年 12 月 10 日
 本関地区 通関協議会
 横浜税関 監視部

◎ 制度の概要

我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物に係る積荷情報について、原則として、当該コンテナの船積港を当該船舶が出港する前に、詳細な情報を電子的に報告することを義務付けるもの（施行予定日：平成 25 年 3 月 10 日）

◎ NACCS 業務フロー



- ✓ 業務名：出港前報告（ハウス B/L）【業務コード：AHR】
- ✓ 概要：ハウス B/L 及びコンテナ情報、関連付けするマスターB/L 情報等の出港前報告を行う
- ✓ 入力者：NVOCC
- ✓ 入力項目：現行の「混載貨物情報登録（NVC01）」業務の入力項目は、ほぼ網羅
- ✓ その他：AHR 業務で登録された出港前報告情報を、後続業務である NVC01 業務（NVC11 業務にて呼出したうえで）に流用可能
 ただし、AHR 業務入力時において、「通知先コード」欄（最大 3 か所）に入力された利用者に限られる ※当該欄への入力により、NVC01 業務権限の他、リスク分析結果の通知先となる

- ・現状で NVC01 業務を実施している NACCS 利用者が、当制度施行後に出港前報告情報を流用して NVC01 業務を行う場合には、関係する（出港前報告者となる）NVOCC と調整する必要があります。
- ・当制度に係る各種資料については、下記の各ホームページにて確認できます。
 - ✓ 税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp/>)
 - ✓ NACCS ホームページ (<http://www.naccs.jp/>)

出港前報告制度の導入について
(手引き)

2013年4月

財務省関税局

目次

1. はじめに.....	1
2. 背景.....	1
3. 出港前報告制度の概要について.....	1
(1) 報告対象貨物.....	1
(2) 報告義務者.....	2
(3) 報告期限.....	2
(4) 報告内容.....	2
(5) 報告方法.....	2
(6) 出港前報告の免除.....	3
(7) 事前通知.....	3
(8) 船卸許可申請.....	4
(9) 罰則.....	4
4. NACCSを使用した報告方法等について.....	5
(1) NACCSとは.....	5
(2) NACCSへの利用（接続）形態.....	5
(3) 申請者IDの発給.....	5
(4) 船会社等が行う積荷に関する事項（オーシャン（マスター）B/L積荷情報）の報告.....	5
(5) 利用運送事業者等が行う積荷に関する事項（ハウスB/L積荷情報）の報告.....	6
(6) 船会社等による船積港の出港日時（確定）の報告.....	7
(7) 不一致情報.....	7
(8) 税関からの事前通知.....	8
(9) 出港前報告制度により報告された積荷情報の内容を利用した入港前報告制度の報告用の積荷情報の作成.....	9
(10) 船卸許可申請.....	9
5. 施行日.....	9

別紙目次

別紙 1	出港前報告制度の概要	10
別紙 2	報告期限の緩和措置	12
別紙 3	報告項目	14
別紙 4	リスク分析結果の事前通知	16
別紙 5	NACC S利用（接続）形態	17
別紙 6	申請者 I Dの取得手順等イメージ図	19
別紙 7	NACC S業務フロー	20
別紙 8	出港前報告（AMR）業務入力項目表	22
別紙 9	受理不可品名	38
別紙 10	出港前報告ハウスB／L（AHR）業務入力項目表	39
別紙 11	出港日時報告（ATD）業務入力項目表	53
別紙 12	不一致情報出力項目表	55
別紙 13	不一致情報出力イメージ	59
別紙 14	事前通知出力項目表	60
別紙 15	事前通知（通知）出力イメージ	62
別紙 16	事前通知（解除）出力イメージ	63
別紙 17	船卸許可申請（DNC）業務入力項目表	64

1. はじめに

テロ対策等国際的な物流セキュリティ強化の観点から、税関において、より早い段階で海上コンテナ貨物に関する情報を入手することにより、これまで以上に水際における取締りを強化する必要があることから、平成 24 年度関税改正において、コンテナ貨物を積載して本邦に入港しようとする外国貿易船の運航者等及び当該貨物の荷送人に対し、当該外国貿易船が船積港を出港する前に、詳細な積荷情報を、電子的に税関に報告することを義務付ける出港前報告制度を導入することとしたところです。

2. 背景

- (1) 2001 年に発生した米国同時多発テロを契機とし、世界税関機構（WCO）は、「国際貿易の安全確保および円滑化のための WCO 基準の枠組み」（以下「基準の枠組み」という。）として、税関当局が国際貿易の安全確保及び円滑化の両立を推進するために国際的に実施すべき方策を取りまとめました。この「基準の枠組み」では、税関は海上コンテナ貨物に係る積荷情報を当該貨物の船積み前に電子的に入手すべきとされています。
- (2) 米国等の諸外国においては、当該国向けの海上コンテナ貨物を対象に、「基準の枠組み」において認められている最も早いタイミングである積出地における船積 24 時間前を報告期限として、その積荷に関する詳細情報を電子的に報告することを義務付けています。
- (3) 「基準の枠組み」や米国等の諸外国の制度と比較した場合、我が国の海上コンテナ貨物に係る積荷情報の事前報告制度は、①積荷情報の報告が入港前であり、報告から入港までが短時間であること、②混載貨物について詳細な品名や実際の荷受人等が不明なことが多いこと、③税関に報告される積荷情報が全て電子化されていないことから、報告のタイミング、報告内容及び報告方法について改善が必要となっていました。

3. 出港前報告制度の概要について

出港前報告制度は、我が国に入港しようとする船舶に積み込まれる海上コンテナ貨物に係る積荷情報について、原則として、当該コンテナの船積港を当該船舶が出港する前に、詳細な情報を電子的に報告することを義務付けるものです。具体的には次のとおりです。（別紙 1 「出港前報告制度の概要」参照）

(1) 報告対象貨物

関税法第 15 条第 7 項及び第 8 項の規定に基づく出港前報告制度における報告対象貨物は、本邦に入港しようとする外国貿易船に積載するコンテナ貨物とします。ただし、次に掲げるコンテナ貨物は報告対象外とします。

- ・ 空のコンテナ
- ・ コンテナタイプが「プラットフォームコンテナ」
- ・ 本邦で船卸しをしない海上コンテナ貨物

(2) 報告義務者

報告義務者は、次に掲げる者としします。

- A. 関税法第 15 条第 7 項の規定により、オーシャン（マスター）B/L を基にした積荷情報を把握しているコンテナ貨物を積載して我が国に入港しようとする外国貿易船の運航者等（以下「船会社等」という。）としします。
- B. 関税法第 15 条第 8 項及び関税法施行令第 12 条第 9 項の規定により、ハウス B/L を基にした積荷情報を把握している船会社等が行う運送を利用して貨物の運送を業として行う者であって当該船会社等と運送契約を締結する荷送人（以下「利用運送事業者等」という。）としします。

(3) 報告期限

報告義務者及び税関の双方が把握・確認することができる出港日時を基準とした次に掲げる期限としします。

- A. 関税法施行令第 12 条第 7 項の規定により、上記 3 - (1) の報告対象貨物を船積みして本邦に入港しようとする外国貿易船が、当該貨物を船積みして船積港を出港する 24 時間前までとしします。（ただし、下記 B の場合を除きます。）
- B. 関税法施行規則第 2 条の 2 第 4 項の規定により、同規則別表第 3（別紙 2 「報告期限の緩和措置」参照）の「本邦以外の地域」を船積港とし、「本邦の地域」を第一到着港とする場合には、船積港を出港する時までとしします。

(4) 報告内容

出港前報告制度における積荷に関する事項の報告項目は、以下のとおりとしします。

- A. 上記 3 - (2) - A に掲げる報告義務者である船会社等
関税法施行令第 12 条第 8 項及び関税法施行規則第 2 条の 2 第 5 項の規定により、別紙 3 「報告項目」の「オーシャン（マスター）B/L 積荷情報」の欄に掲げる積荷に関する事項を報告項目（必須項目）としします。
- B. 上記 3 - (2) - B に掲げる報告義務者である利用運送事業者等
関税法施行令第 12 条第 10 項及び関税法施行規則第 2 条の 2 第 6 項の規定により、別紙 3 「報告項目」の「ハウス B/L 積荷情報」の欄に掲げる積荷に関する事項を報告項目（必須項目）としします。

(5) 報告方法

出港前報告制度における積荷に関する事項の報告は、関税法第 15 条第 9 項の規

定により、輸出入・港湾関連情報処理システム（以下「NACCS」という。下記4－（1）参照。）を使用して電子的に報告することを義務付けています。

ただし、電気通信回線の故障等によりNACCSを使用して電子的に報告することが困難な場合として税関が認めた場合には、書面等により報告を行う必要があります。

（6）出港前報告の免除

関税法施行令第12条第6項の規定により、暴風、豪雨、洪水、地震、津波、噴火その他自然現象の異変による災害及び火薬類の爆発その他の人為による異常な災害（武力紛争等）により、船積港の出港前に日本向け海上コンテナ貨物の積荷に関する事項の報告を行うことが困難であると認められる場合には、当該積荷に関する事項の報告が免除されます。

なお、上記3－（5）ただし書きに規定する電気通信回線の故障等によりNACCSを使用して電子的に報告することが困難な場合については、書面等により報告を行う必要があります、報告は免除されません。

（7）事前通知

税関では、出港前報告制度により報告された積荷情報のリスク分析を実施した結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスクと判定し、関税法第106条の規定により本邦での船卸一時停止等の措置が必要な積荷については、原則として、報告から24時間以内に次に掲げる事前通知を行います。ただし、税関において、セキュリティに関する新たな情報を入手した場合には、報告から24時間を経過していたとしても当該通知を行うこととしています。（別紙4「リスク分析結果の事前通知」参照）

なお、当該事前通知の後、事前通知の要件（事由）が解消された場合、税関では、速やかに当該事前通知の解除を行うこととしています。

A. コード「DNL」

船積24時間前までに税関へ報告される積荷情報について、税関のリスク分析の結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスク貨物であると判断した場合、NACCSを通じて「DNL」のコードと本邦に持ち込むことができないハイリスク貨物である旨の通知内容を付した事前通知を行います。

B. コード「HLD」

税関において、報告された積荷情報のリスク評価を完了するために、追加の情報又は情報の訂正を要請する必要がある場合には、NACCSを通じて「HLD」のコードと具体的な要請内容を付した事前通知を行います。

C. コード「DNU」

本コードは、次に掲げる場合において、事前通知を行います。

- ・ 外国貿易船が船積港を出港した後において、税関のリスク分析の結果、我が国のセキュリティ上、ハイリスク貨物であることが判明した積荷については、NACCSを通じて「DNU」のコードと本邦入港時に当該積荷の船卸一時停止を行う旨の通知内容を付した事前通知を行います。
- ・ 上記Bの事前通知を行った積荷について、当該事前通知が解除されることなく、当該積荷を積載した外国貿易船が船積港を出港したことを税関が確認した場合には、当該外国貿易船が本邦に入港するまでの間に税関が要請した追加情報の報告又は情報の訂正が行われない限り、当該積荷の船卸一時停止を行う必要があることから、NACCSを通じて「DNU」のコードに切替えを行い、要請事項が履行されない場合には、船卸一時停止を行う旨の通知内容を付した事前通知を行います。

(8) 船卸許可申請

次に掲げるとおり、報告期限までに積荷に関する事項の報告がなされなかった場合には、税関からNACCSを通じて「SPD」コードの事前通知を行うこととしています。(この場合、報告義務者は罰則の適用を受ける場合があります。)

また、当該事前通知が行われた積荷は、関税法第16条第3項の規定に基づき、税関の船卸許可を受けない限り、当該積荷の船卸しをしてはならないため、船卸しをしようとする者は、次に掲げる区分に応じて、船卸許可申請手続きを行う必要があります。

A. 積荷に関する事項の報告が行われなかった場合

船卸しをしようとする者は、あらかじめ上記3-(5)に掲げる積荷に関する事項の報告を行った後、船卸しをしようとする港を管轄する税関に対して、船卸許可申請を行い、船卸許可を受けなければなりません。

B. 積荷に関する事項の報告が報告期限を遅れた場合

船卸しをしようとする者は、船卸しをしようとする港を管轄する税関に対して、船卸許可申請を行い、船卸許可を受けなければなりません。

(9) 罰則

船会社等又は利用運送事業者等が、関税法第15条第7項又は第8項に規定する積荷に関する事項について、報告期限までに報告がなされなかった場合、又は偽った報告をした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

また、関税法第16条第3項に規定による船卸しの許可を受けようとする者が、当該許可を受けることなく積荷の船卸しをした場合にも、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

4. NACCSを使用した報告方法等について

(1) NACCSとは

輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）とは、入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステムであり、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「NACCSセンター」という。会社 HP: <http://www.naccs.jp/>）が運営しています。

出港前報告制度における積荷に関する事項の報告は、上記3-(5)で述べたとおり、このNACCSを使用して電子的に報告することを義務付けています。

(2) NACCSへの利用（接続）形態

出港前報告制度における積荷に関する事項の報告を行うためのNACCSとの接続方法については、別紙5「NACCS利用（接続）形態」に掲げるとおり、自社システムとのゲートウェイ接続、又はサービスプロバイダー経由による接続の場合があります。

※ なお、日本国内に事業所を有し、NACCSセンターと利用契約を締結している者であれば、NACCSセンターが提供するクライアントソフト（パッケージソフト）を使用して報告を行うことも可能です。

(3) 申請者IDの発給

サービスプロバイダー経由による接続により、出港前報告制度における積荷情報の報告を行う者は、NACCSセンターが提供する申請者ID発給システムから申請者IDをあらかじめ取得する必要があります。申請者IDの取得方法は、別紙6「申請者IDの取得手順等イメージ図」のとおりです。なお、詳細な取得方法については、Advance Filing Rules web site (<http://www.nacccenter.com/afr/indexj.html>) に掲載しています。また、申請者IDは同サイトから取得することができます。

(4) 船会社等が行う積荷に関する事項（オーシャン（マスター）B/L積荷情報）の報告

A. 積荷情報の登録

船会社等が行う積荷に関する事項の報告は、オーシャン（マスター）B/L単位ごとに、別紙7「NACCS業務フロー」に掲げる出港前報告（AMR）業務を利用して、報告期限までに登録を行う必要があります。

なお、本業務にあたっては、EDIFACT電文での報告を行うことを可能としております。

B. 入力項目

出港前報告（AMR）業務の入力項目表は、別紙8「出港前報告（AMR）業

務入力項目表」のとおりです。

C. 積荷情報の受理

上記Aで登録された積荷情報については、NACCSで入力要件チェックが行われ、処理結果（正常又はエラー）が報告者に通知されます。

なお、入力要件チェックでは、データの属性等の形式チェックのほか、品名欄に別紙9「受理不可品名」に掲げる品名が記載されていた場合には受理不可（処理結果エラーを通知）となります。（なお、別紙9に掲げる品名は例示であり、今後必要に応じて見直しを行うこととしております。）

D. 積荷情報の訂正等

NACCSで正常に受理されたオーシャン（マスター）B/L積荷情報の訂正等を行う場合には、出港前報告訂正（CMR）業務を利用して、必要な訂正等を行うことができます。ただし、B/L番号、船舶コード、航海番号、船会社コード、船積港コード及び船積港枝番の項目については訂正できません。

また、下記4－（6）に掲げる出港日時報告（ATD）業務実施後は、税関からの事前通知が行われている場合を除き、訂正・削除をすることができなくなります。

（5）利用運送事業者等が行う積荷に関する事項（ハウスB/L積荷情報）の報告

A. 積荷情報の登録

利用運送事業者等が行う積荷に関する事項の報告は、ハウスB/L単位ごとに、別紙7「NACCS業務フロー」に掲げる出港前報告ハウスB/L（AHR）業務を利用して、報告期限までに登録を行う必要があります。

なお、本業務にあたっては、EDIFACT電文での報告を行うことを可能としております。

B. 入力項目

出港前報告ハウスB/L（AHR）業務の入力項目表は、別紙10「出港前報告ハウスB/L（AHR）業務入力項目表」のとおりです。

C. 積荷情報の受理

上記Aで登録された積荷情報については、NACCSで入力要件チェックが行われ、処理結果（正常又はエラー）が報告者に通知されます。

なお、入力要件チェックでは、データの属性等の形式チェックのほか、品名欄に別紙9「受理不可品名」に掲げる品名が記載されていた場合には受理不可（処理結果エラーを通知）となります。（なお、別紙9に掲げる品名は例示であり、今後必要に応じて見直しを行うこととしております。）

D. 積荷情報の訂正等

NACCSで正常に受理されたハウスB/L積荷情報の訂正等を行う場合には、出港前報告訂正ハウスB/L（CHR）業務を利用して、必要な訂正等を行

うことができます。ただし、ハウスB/L番号、マスターB/L番号、船舶コード、航海番号、船会社コード、船積港コード及び船積港枝番の項目については訂正できません。

また、下記4-(6)に掲げる出港日時報告(ATD)業務実施後は、税関からの事前通知が行われている場合を除き、訂正・削除をすることができなくなります。

(6) 船会社等による船積港の出港日時(確定)の報告

A. 船積港出港日時情報の登録

船会社等は、上記4-(4)又は(5)の積荷に関する事項の報告を行った貨物を船積みして出港した後、関税法第15条第1項の規定に基づく入港前の積荷に関する事項の報告(NACCSの積荷目録提出(DMF)業務)を行う時まで、出港日時報告(ATD)業務を利用して、船積港の出港日時(確定)の報告を行う必要があります。

B. 入力項目

出港日時報告(ATD)業務の入力項目表は、別紙11「出港日時報告(ATD)業務入力項目表」のとおりです。

C. 船積港出港日時情報の訂正

NACCSに登録した船積港出港日時情報の訂正を行う場合には、同じく出港日時報告(ATD)業務を利用して、必要な訂正を行うことができます。

(7) 不一致情報

上記4-(4)及び(5)の積荷に関する事項の報告については、NACCSにおいて報告期限超過等の判定処理を実施し、報告者に不一致情報が配信されます。

A. 通知種類

(a)報告期限超過が判明した場合の不一致情報

(b)出港前報告(AMR)業務による積荷情報が報告されているにも関わらず、出港前報告ハウスB/L(AHR)業務による積荷情報が未報告であることが判明した場合の不一致情報

(c)出港前報告ハウスB/L(AHR)業務による積荷情報が報告されているにも関わらず、出港前報告(AMR)業務による積荷情報が未報告であることが判明した場合の不一致情報

(d)関連付けされた出港前報告(AMR)業務により報告された積荷情報と出港前報告ハウスB/L(AHR)業務により報告された積荷情報で船舶コード等が一致しない場合の不一致情報

(e)積荷目録提出(DMF)業務による積荷情報が報告されているにも関わらず、出港前報告(AMR)業務による積荷情報が未報告であることが判明した場合

の不一致情報

(f)出港日時報告（ATD）業務が未登録であることが判明した場合の不一致情報

B. 配信時期

(a)上記 A-(a)から(d)に掲げる不一致情報は、出港日時報告（ATD）業務の実施を契機に判定処理を実施して配信を行います。

(b)上記 A-(e)から(f)に掲げる不一致情報は、積荷目録提出（DMF）業務の実施を契機に判定処理を実施して配信を行います。

C. 配信先

(a)上記 B-(a)に掲げる配信時期に配信される不一致情報は、出港日時報告（ATD）業務の報告者に対して配信されます。

(b)上記 B-(b)に掲げる配信時期に配信される不一致情報は、積荷目録提出（DMF）業務の報告者に対して配信されます。

D. 出力項目

不一致情報の出力項目は、別紙 12「不一致情報出力項目表」のとおりであり、出力イメージは、別紙 13「不一致情報出力イメージ」のとおりです。

(8) 税関からの事前通知

上記 3-(7)の税関からの事前通知に係る通知先や出力項目は以下のとおりです。

A. 通知種類

(a)DNLのコードを付した事前通知及びその解除通知

(b)HLDのコードを付した事前通知及びその解除通知

(c)DNUのコードを付した事前通知及びその解除通知

(d)SPDのコードを付した事前通知及びその解除通知

B. 通知先

(a)出港前報告（AMR）業務により報告された積荷情報に対する上記 A-(a)から(d)までに掲げる事前通知は、出港前報告（AMR）業務の報告者、当該報告の通知先欄に登録がある者及び積荷目録提出（DMF）業務の報告者に対して通知されます。

(b)出港前報告ハウスB/L（AHR）業務により報告された積荷情報に対する上記 A-(a)から(c)までに掲げる事前通知は、出港前報告ハウスB/L（AHR）業務の報告者、当該報告の通知先欄に登録がある者、関連付けされた出港前報告（AMR）業務による積荷情報の報告者（税関からの事前通知前に出港前報告（AMR）業務が実施済みの場合に限る。）及び積荷目録提出（DMF）業務の報告者に対して通知されます。

C. 出力項目

税関からの事前通知の出力項目は、別紙 14「事前通知出力項目表」のとおり

であり、出カイメージは、別紙 15「事前通知（通知）出カイメージ」及び別紙 16「事前通知（解除）出カイメージ」のとおりです。

（9）出港前報告制度により報告された積荷情報の内容を利用した入港前報告制度の報告用の積荷情報の作成

上記 4 - （4）の積荷に関する事項の報告を行った貨物について、関税法第 15 条第 1 項の規定に基づく入港前の積荷に関する事項の報告を行う場合には、次に掲げる業務を利用して、出港前報告制度により報告された積荷情報の内容を引用し、入港前報告制度の報告用の積荷情報を簡易に作成することができます。

A. 本船利用会社単位で一括登録する場合

入港前報告制度の報告用の積荷情報を作成するにあたり、積荷目録情報登録（一括）（MF I）業務を利用し、本船利用会社単位で出港前報告制度により報告された積荷情報の内容を引用して N A C C S へ一括登録することができます。

B. B / L 単位で登録する場合

入港前報告制度の報告用の積荷情報を作成するにあたり、積荷目録情報登録呼出し（MF R 1 1）業務を利用し、B / L 単位で出港前報告制度により報告された積荷情報の内容を引用して N A C C S へ登録することができます。

（10）船卸許可申請

A. 船卸許可申請情報の登録

N A C C S を使用して、関税法第 16 条第 3 項の規定による船卸しの許可を受けようとする場合には、別紙 7「N A C C S 業務フロー」に掲げる船卸許可申請（DNC）業務を利用して、船卸しをしようとする開港を管轄する税関に申請する必要があります。

B. 入力項目

船卸許可申請（DNC）業務の入力項目表は、別紙 17「船卸許可申請（DNC）業務入力項目表」のとおりです。

5. 施行日

本制度は、2014 年 3 月から施行予定です。

(以上)